

「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築業務」

提案要領

平成27年7月

国土交通省海事局船舶産業課

提案要領（説明書）

「造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築業務」の請負を希望する企業等は、別紙「請負業務内容」の業務を行うための提案について、次の要領に従って提案書を作成の上、下記のとおり提出して下さい。

記

1. 業務概要

(1) 業務名

造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築業務

(2) 業務内容

国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用・経済を支えている我が国の造船業が、今後とも持続的に発展するためには、船舶の設計・工程管理に携わる技術者、溶接・組立て等の現場作業を行う技能者の確保・育成が不可欠であるが、近年、特に中小造船事業者において技術者及び技能者不足が顕在化しており、その対策が喫緊の課題となっている。

このため、教育機関と地域の造船事業者の人的ネットワークを再構築し、教員や学生・生徒の造船への理解を深める機会を拡大することにより、中小造船事業者にとって必要な人材を確保するための有効な手段を調査するための教員及び学生・生徒のモデル事業を実施し、成果をとりまとめる。（詳細は「請負業務内容」のとおり）

(3) 履行期限

平成28年3月25日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成25・26・27年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一参加資格）を有する者であること。（ただし、地方自治体を除く）
- (3) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 本企画競争は、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（この項において「グループ」という。）の中から本企画競争に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本企画競争に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成するすべての者が上記(1)から(4)に記載する全ての要件に適合していることが必要である。また、共同提案を行う際には、企画提案書提出時に企画競争共同提案体協定書（別添様式）を添付すること。

3. 手続き等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省海事局船舶産業課 電話 03-5253-8111（内 43-613） ファクシミリ 03-5253-1644

(2) 提案要領の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成27年7月1日（水）から平成27年7月24日（金）17時00分まで

場所及び方法：(1)にて書面により交付。

(3) 提案要領に関する質問等の受付

(2)の期間内に書面による質問のみ、(1)にて受け付けます。なお、評価基準の配点に関する質問は受け付けません。

- (4) 説明会の日時及び場所
日時：平成27年7月6日（月）15時00分
場所：中央合同庁舎3号館10階 国土交通省海事局第6会議室
- (5) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
提出期限：平成27年7月27日（月）17時00分まで
場所及び方法：(1)の場所まで持参又は郵送に限る。
(郵送の場合は、配達証明ができる方法によること)
- (6) 企画提案に関するヒアリング
提出書類の内容を勘案し、必要に応じて、個別にヒアリングを実施する。
- (7) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項
各社任意の提案書及び会社概要が分かるもの（パンフレット等）を提出して下さい。
使用する言語及び通貨は日本語及び日本通貨に限ります。

4. 提出を求める資料

- (1) 提案書 5部及び電子データ（50ページ未満を目安とする）
- ① 会社概要
② 業務スケジュール
③ 業務実施体制
④ 業務実施内容 提案書には、造船業に有効な求人方法の開拓手法、インターンシップ等インターンシップ等に係るカリキュラム開発方法、実施に係るコーディネート手法、ガイダンスの作成手法などを記載すること。
- ⑤ 関連調査の実績件数及び内容
- (2) 必要経費内訳 5部及び電子データ
- (3) 共同提案の場合 企画競争共同提案体協定書 1部
- (4) パンフレット等 5部（提案主体の企業等概要が分かるもの）
- (5) 一般競争（指名競争）資格参加（全省庁統一参加資格）を証明する文書 1部

5. 提案書の評価基準

- (1) 業務の理解度
- ・提示内容を理解し、かつ、抜けのない内容となっているか。
 - ・造船業の特性、中小造船業が抱える課題等を理解し、有効かつ汎用性の高いガイダンスが作成され得る内容となっているか。
- (2) 的確性
- ・造船業に有効な求人方法の開拓について、具体的かつ創造的な手法を想定しているか。
 - ・インターンシップ等の実施について、具体的かつ創造的な手法を想定しているか。
- (3) 実現性
- ・コーディネートするインターンシップ等が、事業者及び教育機関の参加が見込める内容であるか。
 - ・作成されるインターンシップ等ガイダンスが、中小造船事業者にとって有効なもので、広く活用されることが見込まれるものであるか。
- (4) 成果の期待度
- ・提示された予算の範囲で十分な実施内容が確保されているか。
 - ・関係者に対して、業務内容を具体的に説明し、協力を期待できるか。
- (5) 実施にあたって、効率的に実施可能か否か
- ・専門性を持った人員による体制となっているか。
 - ・情報収集、検討等を行うにあたって、十分な人員及び設備が確保されているか。
 - ・各業務を実施する期間が現実的に可能なものであるか。
- (6) 業務を確実に実施する技術力があるか否か。
- ・人材育成・教育に関する知見等を有しているか。
 - ・これまでに、同様の業務を実施した経験を有しているか。

6. 契約条件

- (1) 予算額は約8,640万円以下(税込)を予定している。
- (2) 支払は履行後に行う検収後になる。
- (3) 契約書の作成有り。

7. 留意事項

- ・提案書類の作成費は経費に含まれません。また、選定の成否を問わず、提案書の作成費は支給されません。
- ・企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的に使用することはありません。
- ・特定した提案書及びその添付書類等は返却できませんので、予めご了承下さい。
- ・特定しなかった提案書は、原則として返却します。
- ・提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止措置を行うことがあります。
- ・特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ・特定された者は、企画競争の実施結果、唯一最適な者として特定しただけであり、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではありません。
- ・契約履行過程で生じた納品成果物の著作権は、国土交通省に帰属するものとします。
- ・実施結果について、特定した提案を行った企業名、住所、代表者氏名及び決定日と、提案した各企業の評価項目毎の評価得点及び合計を公表します。
- ・最高得点提案書が評価表総配点の8割に満たない場合は、当該企画競争での提案書は特定しないこととします。

8. 提案書の特定若しくは非特定の通知

- ・通知書の送付をもって特定若しくは非特定を通知いたします。
- ・非特定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面により海事局船舶産業課長に対して非特定理由についての説明を求めることができます。

請負業務内容

1. 件名

造船業を目指す若者を増やすための産学ネットワーク構築業務

2. 目的

世界経済の発展に伴う海上荷動き量の増大により、船舶の建造量は今後も増加することが見込まれているなか、我が国造船業は世界をリードする省エネルギー船開発等の技術革新を進めながら、成長産業として、国内立地型の輸出産業として我が国経済を支えるとともに、裾野の広い労働集約型産業として地域の雇用・経済を支えている。

このような我が国の造船業が、今後とも持続的に発展するためには、船舶の設計・工程管理に携わる技術者、溶接・組立て等の現場作業を行う技能者の確保・育成が不可欠であるが、近年、特に中小造船事業者において技術者及び技能者不足が顕在化しており、その対策が喫緊の課題となっている。

かつては、造船系学科を有する大学が全国に8大学あり、また、地元の工業高校等の卒業後の就職先として一定の認知度があったが、近年では、造船業界と教育機関との関係も薄まりつつあるところ、中小造船事業者にとって優秀な人材の確保は困難になっている。

このため、かつてのような教育機関と地域の造船事業者の人的ネットワークを再構築し、教員や学生・生徒の造船への理解を深める機会を拡大することにより、中小造船事業者にとって必要な人材を確保するための有効な手段を調査するためのモデル事業を実施し、成果をとりまとめる。

3. 業務内容

本業務は、請負者において業務の有効性等を検討のうえ造船事業者が集積する地区を一地区以上選定し、当該地域の造船事業者等を対象として以下に掲げる事項を実施するものとする。

(1) 造船業に有効な求人方法の開拓

(イ) 本業務実施地区の中小造船事業者の人材確保に関するニーズを把握する。

(ロ) 上記(イ)で把握したニーズに対する教育機関側の現状(教員及び学生・生徒の就職に関する興味等)を、高等学校、高等専門学校又は大学の別(必要であれば学部別)に把握する。この際、女性の活躍拡大の可能性についても検討する。なお、教育機関は比較が可能となるよう、学校毎に複数を対象とする。

(ハ) 上記(イ)及び(ロ)を踏まえ、当該地域の造船業の魅力の洗い出しを行ったうえで、中小造船事業者が求める人材を確保するために必要な、求人方法の開拓を行う。

(2) インターンシップ等の実施

(イ) 造船業の特性を考慮したうえで、中小造船事業者におけるインターンシップ等の実施に必要なカリキュラムを作成する。なお、当該カリキュラムは、上記(1)を踏まえた内容、期間となるよう十分検討し、教員、学生及び生徒向けの別にそれぞれ1種以上作成することとする。

(ロ)本業務実施地区の2以上の中小造船事業者等が共同で上記(イ)のカリキュラムによるインターンシップ等を実施するために必要な調整を行い、実施をコーディネートする。当該インターンシップ等は教員及び学生・生徒の別に少なくともそれぞれ1回以上実施するものとし、複数の学校から及び女性の参加を得ることが望ましい。

(ハ)上記(ロ)について、本インターンシップ等事業をリーフレットやウェブサイトで紹介する資料(写真と文章で構成)を作成する。

※インターンシップ等事業イメージ

例1)進路指導者である教員を対象としたもの(企業説明・見学会)

○近年卒業生の造船業への就職が殆どない高等学校の進路指導担当教員を対象とし、造船所を始め地域の海事関連事業者において、船の設計から製品として完成に至る一連のものづくりの現場等の見学・実体験、意見交換などを通じて、就職先としての魅力、地域の経済・社会における造船業の重要性等について、教育者、進路指導者の理解醸成を行う。

例2)生徒・学生を対象としたもの(インターンシップ)

○(造船事業者のニーズが設計技師の場合)大学、高等専門学校の学生を対象とし、将来の造船設計部門を担う技術者の卵を発掘すべく、各中小造船事業者の得意分野を基に分担し、基本設計から詳細設計に至るCADの使用を含めた実習、熟練設計技師による経験談を中心とした講義、造船の現場での技能体験、各事業者の人事担当者との意見交換等を行う。

例3)生徒・学生を対象としたもの(インターンシップ)

○(造船事業者のニーズが現場技能者の場合)高等学校の生徒を対象とし、将来の造船の現場を支える技能者の卵を発掘すべく、複数中小造船事業者及び関連事業者において、各事業者の得意分野を基に分担した造船の現場での実習や地域の研修機関を活用した実習、各事業者が誇る熟練技能工による経験談を中心とした講義、造船設計の体験実習、各事業者の人事担当者との意見交換等を行う。

(3)インターンシップ等ガイダンスの作成等

(イ)上記(2)の参加者に対し、各インターンシップ等終了後にフォローアップを行い、当該事業の有効性を評価する。

(ロ)上記(1)及び(2)の結果及び(イ)の評価を踏まえた上で、地域の中小造船事業者及びその関連事業者の協力・連携による効率的かつ有効なインターンシップ等の実施を他の地域に普及させることを目的とし、モデルとなるインターンシップ等のカリキュラム、地域における役割分担の方法、教育機関との調整方法や手続き、受け入れに必要な準備、実施における留意事項などをとりまとめたガイダンス(「造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイダンス」)を作成する。

(ハ)上記(ロ)の有効利用方法につき検討し、提案する。

(4) 成果物

- (イ) 本事業の実施報告書 1部(日本語、A4版、50ページ程度)及び電子媒体
- (ロ) インターンシップ等事業をリーフレットやウェブサイトで紹介する資料 電子媒体
- (ハ) 「造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイダンス」 1部(日本語、カラー、A4版、100ページ程度)及び電子媒体
- (ニ) 上記(ロ)の有効利用方法の提案書 1部(日本語、A4版)

4. 実施期間

契約締結の日から平成28年3月25日(金)まで

5. その他

- (1) 本件を円滑かつ効率的に進めるため、国土交通省と密接な関係を保ちつつ実施すること。
- (2) 国土交通省は、本事業の遂行に対し、必要に応じて協力するものとする。
- (3) 作業の内容等に疑義が生じた場合には、その都度監督職員と十分に協議したうえ、その指示に従うものとする。
- (4) 作業は、地方自治体や関係機関と連携して、情報共有やノウハウ提供を行い、より効果的に事業を実施するよう努めるものとする。
- (5) 国土交通省は、本件作業に有効な情報を入手した場合は、適宜情報提供することとし、実施者はこれを最大限活用するものとする。
- (6) 上記3(2)のインターンシップ等実施にあたっては、参加者を必ず不慮の事故のための傷害保険に加入させるものとする。
- (7) 上記3(2)(ハ)の資料及び同(3)の「造船事業者等の地域連携によるインターンシップ等実施ガイダンス」の作成にあたっては、名称等インターンシップ等実施事業者に係る情報及び個人情報については、伏せ字等を用いて、当該事業者又は個人が特定されることのないよう十分に配慮するものとする。
- (8) 本事業の成果は国に帰属することとし、国は成果の普及に努めるものとする。

企画競争共同提案体協定書

(目的)

第1条 当該企画競争共同提案体は、国土交通省海事局の発注に係る「〇〇業務」(以下「本業務」という。)を共同連帯して行うことを目的とする。

(名称)

第2条 当共同提案体は〇〇共同提案体(以下「当共同提案体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当共同提案体は、事務所を〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当共同提案体は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務の契約の履行後〇ヶ月を経過するまでの間は解散することができない。

2 業務を委託することができなかつたときは、当共同提案体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当共同提案体の構成員は、次のとおりとする。

〇〇県〇〇市〇〇町 株式会社〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇町 〇〇〇〇株式会社

(代表者の名称)

第6条 当共同提案体は、株式会社〇〇〇〇を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当共同提案体の代表者は、業務の履行に関し、当共同提案体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当共同提案体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品(契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部品引渡しに係る成果品を含む。)等について、契約日以降著作権法(昭和45年法律第48号)第2章及び第3章に規定する著作権の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、当該共同提案体の代表者である企業に委任するものとする。

なお、当共同提案体の解散後、当共同提案体の代表者である企業が破産及び解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対し、その他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の業務の分担(以下「分担業務」という。)は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減があつたときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

〇〇〇〇業務 株式会社〇〇〇〇

〇〇〇〇業務 〇〇〇〇株式会社

2 前項に規定する分担業務の価格(運営委員会で定める。)については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 当共同提案体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し連帯で責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当共同提案体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその業務分担を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発注した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当共同提案体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当共同提案体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当共同提案体に参加させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第18条 当共同提案体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定に定めない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり〇〇共同提案体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇共同提案体構成員

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
株式会社〇〇〇〇
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 印